

2024年10月より **月単位の週休2日工事**で発注します ～ 休日の「質の向上」について～

1.改正の概要・背景

- ・さらなる週休2日のとれる現場環境整備のため、2024年10月より、建設局、都市・交通局の発注する土木工事については、**月単位の週休2日工事**として発注し、休日の「質の向上」を図ります。

2.週休2日工事の取組方法 及び 要領改定のポイント

- (1)対象工事は、工事名の末尾に“(週休2日)”と表記されます。【改正なし】
- (2)対象工事では、可能な限り「完全週休2日」を目指すこととし、休工日の取得計画が分かる実施工程表を監督員へ提出します。【改正なし】
- (3)当初設計において、**月単位の週休2日達成の経費を計上**します。未達成の場合は経費を変更します。**<2024年10月1日(単価適用日)から>**【改正】

◆改正のポイント

- ・**月単位の週休2日の補正係数新設**
- ・**通期の週休2日の4週8休の補正係数変更**
- ・**通期の週休2日の4週6休、4週7休の補正係数廃止**

完全週休2日工事に、
取り組みやすくなりました！

- (4)工事成績評定において評価します。**<2025年4月1日(契約日)から>**【一部改正】

◆改正のポイント

完全週休2日工事のみ評価します。



契約日:2025年3月31日まで	契約日:2025年4月1日以降
週休2日はすべて評価	完全週休2日のみ評価

- (5)発行を希望する場合は取組証*が発行されます。【改正なし】

取組証*…希望者に発行。総合評価で加点評価の際に必要となります。

- (6)取組証の発行基準が変わります。**<2025年4月1日から>**【改正】

◆改正のポイント

- ・**通期の週休2日の評価の廃止**

▲ 従来から全ての工事で週休2日を見込んだ工期設定をしておりますので、発注者指定型の週休2日制工事になることによって、工期が長くなることはありません。

詳しくは、「愛知県週休2日工事実施要領」をご確認ください。

(裏面:改定対照表)

■改正対照表

旧要領[2024年4月]

形式	週休2日				完全週休2日
	通期の週休2日 (4週6休)	通期の週休2日 (4週7休)	通期の週休2日 (4週8休以上)	【月単位の週休2日】 ※総合評価取組証のみ	完全週休2日 (4週8休以上) ※土日祝日休
補正係数【当初設定】	—	—	○		
労務費	1.01	1.03	1.05		
機械経費(損料)	1.01	1.03	1.04		
共通仮設費率	1.02	1.03	1.04		
現場管理費率	1.03	1.04	1.06		
工事成績評定 【契約日： 2025年3月31日まで】	—	—	○		○
総合評価加点(最大1点) 【引渡日： 2025年3月31日まで】	—	—	取組証2件：1点 取組証1件：0.5点		取組証あり：1点



新要領[2024年10月]

形式	週休2日				完全週休2日
	通期の週休2日 (4週6休)	通期の週休2日 (4週7休)	通期の週休2日 (4週8休以上)	月単位の週休2日 (月単位で 4週8休以上)	完全週休2日 (4週8休以上) ※土日祝日休
補正係数【当初設定】	—	—	—	○	
労務費	廃止	廃止	1.02	1.04	
機械経費(損料)			1.02	1.02	
共通仮設費率			1.02	1.03	
現場管理費率			1.03	1.05	
工事成績評定 【契約日： 2025年4月1日以降】	—	—	廃止		○
総合評価加点(最大2点) 【2025年4月1日から 運用開始】	—	—	廃止	取組証2件：2点 取組証1件：1点	取組証あり：2点
愛知県休み方改革マイスター企業認定：0.5点					